

短期...策定日から概ね5年の間に実現をめざすもの
 中期...策定日から概ね10年の間に実現をめざすもの
 長期...策定日から概ね20年の間に実現をめざすもの

P11 1 - .安全でわかりやすい避難ルートの設定

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	自治会ごとの避難ルートを設定します。	他の自治会の避難ルートがわかりにくいなどの避難体制をより良くします。	・防災まち歩き等を踏まえた各自治会での避難ルートの設定 ・避難ルート図を自治会ごとで各住戸に回覧、配布	・防災に関する基礎情報の提供 ・市民利用施設への設置等	・緊急時の連絡体制や別の一時避難場所へ避難した時の対応策を自治会内で整理しておきます。	方針3.(3)避難体制の確立 ・防災マップ(避難ルートの策定) 方針3.(4)防犯対策 ・防犯情報等の地域の連絡体制
	各住戸や学校等へ避難ルートを周知します。					

P12 1 - .地域住民による防災・防犯点検マップづくり

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	防災点検マップを作成します。	防災・防犯の基礎的な情報を地域に広めて意識を高める。また、定期的にまちの点検をおこない危険性の高い場所を把握します。	・定期的な地域点検 ・自治会ごとで各住戸に作成	・防災施設等基礎情報の公開 ・地域まちづくり推進条例による支援	・マップ印刷費等にあたっては、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めていきます。 ・危険と思われる箇所については、「1- 。既存制度を活用した防災改善計画」に反映します。 ・災害時における対応については、自治会と専門家間で調整します。	方針3.(2)防災まちづくり ●安全性確保の点検・改善 方針3.(3)避難体制の確立 ●防災マップ（避難ルートの策定）
	防犯点検マップを作成します。		・定期的な地域点検 ・自治会ごとで各住戸に作成	・防犯施設等基礎情報の公開 ・地域まちづくり推進条例による支援		
	各住戸へ各点検マップを周知します。		・点検マップを自治会ごとで各住戸に回覧、配布	・市民利用施設への設置等		
	医師や看護師などの地域の専門家との協力体制を確立します。		・自治会単位での存在把握 ・連絡体制の確立			

P13 1 - .協働による一時避難場所づくり

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	県立みどり養護学校グラウンドの一時避難場所づくりを進めます。	バス通りから地域防災拠点に至る距離の長さ、高低差から避難ルート沿いに一時避難場所をつくります。	・神奈川県との調整 ・防災点検マップに掲載 ・土地所有者との調整 ・防災点検マップに掲載 ・土地所有者との調整 ・防災点検マップに掲載	・神奈川県との調整	・市民、地域と横浜市が連携を取りながら、神奈川県に働きかけていきます。	方針3.(1)一時避難場所づくり ・一時的な避難空間の創設 方針4.(3)農地の保全と活用 ・災害時の一時避難場所 方針6.(3)地域活動の推進 ・既存施設の有効利用等
	民間駐車場の一時避難場所づくりを進めます。					
	民間農地の一時避難場所づくりを進めます。					

P14 1 - .既存制度を活用した防災・防犯改善計画

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	防犯上死角となる場所における改善計画を作成し、実行します。	目の届かない場所や暗い場所等の防犯上の課題について、将来的にどのように改善していくかを計画します。	・自治会による防犯パトロールの実施 ・防犯灯の設置 等	・街路灯の設置等		方針2.(2)戸建集合住宅地域 ・狭あい道路拡幅整備事業 ・木造耐震診断 ・がけ崩れ災害の恐れのある宅地の改善 ・まちのルールづくり 方針3.(2)防災まちづくり ・住宅の耐震等の安全性確保
長期	防災上危険と思われる箇所については、優先度や各種助成制度等の活用方針、まちのルールなどを定めた防災改善計画を作成し、実行します。	危険なブロック塀や狭あい道路等の民有地内の防災上の課題について、将来的にどのように改善していくかを計画します。	・地元合意形成 ・課題改善のための各種助成制度活用呼びかけ ・まちのルールづくり	・地域まちづくり推進条例による支援 ・各種助成制度の紹介	・まちのルールづくり等は、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めていきます。	
	垣または柵の構造制限や、壁面の位置制限などを定めた建築協定等の締結を進めます。	地元合意形成を取りながら、防災上の課題を改善する具体的な規制・誘導について考えます。	・地元合意形成 ・協定づくり	・地域まちづくり推進条例による支援		
	敷地をセットバックして、狭あい道路を拡幅するとともに、ブロック塀の生垣化等を進めます。	地元合意形成が得られた段階で、各宅地で随時防災の課題を改善する方策を実施します。	・該当箇所の敷地セットバックの実施誘導	・各種助成制度等の適用		

P 15 1 - . 避難ルート誘導案内サインの設置

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	サイン内容、デザインについて検討します。	自治体によっては、地域防災拠点への避難ルートが複雑な場所もあるため、避難ルートサインを表示します。	・各自治会が主体となった防災イベントや小、中学校への課外活動協力による内容、デザインの検討等	・地域まちづくり推進条例による支援	・サインのデザインや設置に向けては、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めていきます。	方針 3 . (3)避難体制の確立 ● 防災マップ（避難ルートの策定） 方針 6 . (2)出会いと交流の推進 ● 地域の住民と交流する機会 ● イベントの開催
中期	サインを設置します。	地域の理解を深めるために民有地内に設置することが考えられます。	・民有地内でのサイン設置協力 ・電柱への設置許可等	・道路占用他、公共用地上の設置位置の許可等		

P 16 1 - . 水路敷き（公共下水道敷設済み）を活用する避難ルートの整備

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	水路敷き内歩道の計画を検討します。	閉鎖されている環境創造局の下水道用地を公開し、地域ケアプラザの利用者でも安心して利用できる避難ルートとなる歩道の計画を検討し、整備を進めます。	・計画提案 ・水路敷き沿道住民の合意形成	・計画調整	・歩道の計画等は、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めていきます。	方針 3 . (2)防災まちづくり ● 安全性確保の点検、改善 方針 3 . (3)避難体制の確立 ● 防災マップ（避難ルートの策定）
中期	水路敷き内歩道を整備します。		・防災点検マップへの掲載 ・歩道を管理運営する組織の立ち上げ	・歩道整備		

P 17 1 - . 市道鴨居297号線の歩行者空間づくり

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	鴨居消防出張所前に歩道を整備します。	消防署や保育園のあるバス通り沿いに歩行者が歩ける歩道を整備し、連続化します。		・歩道の整備		方針 1 . (2)主要な生活道路の交通環境改善 ● バス通りについて、歩行者の安全性を確保
	みどり養護学校入口交差点周辺の安全な歩道整備を進めます。	みどり養護学校入口交差点周辺で歩行者が歩ける歩道を整備し、連続化します。	・地元合意形成	・歩道の整備手法の検討 ・土地所有者と調整		
中期	土地所有者の協力を得て、歩行上支障のない歩行者空間の創出を進めます。	歩道が整備されていない箇所においては、歩行者空間の連続化を進めます。	・地元合意形成	・土地所有者と調整		
長期	周辺都市計画道路の事業進捗を踏まえて、市道鴨居297号線の歩道の整備を進めます。	将来的には、周辺の都市計画道路整備に伴う交通状況を勘案し、バス通りの見直しを検討します。	・地元合意形成	・歩道の整備のための用地交渉および取得		

P 19 2 - . 鴨居消防出張所周辺歩行者空間の連続化

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	鴨居消防出張所前に歩道を整備します。	市道鴨居 297 号線の歩行者空間の連続化を進めます。		・歩道の整備	・市民、地域と横浜市が連携を取りながら、電柱（障害物）の移設交渉を進めます。	方針 1 . (2) 主要な生活道路の交通環境改善 ・バス通りについて、歩行者の安全性を確保
長期	歩道未整備区間において、歩行者空間の整備を進めます。			・歩行者空間整備手法の検討	・近隣の自治会との調整を進めます。	

P 20 2 - . 東観寺入口交差点周辺歩行者空間の連続化

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
中期	東観寺入口バス停空間を充実させます。	市民に利用しやすいバス停空間を創出します。	・バス停留所用地の提供に関する地元合意形成	・バス停留所拡張用地の交渉および取得 ・バス停留所の改善		方針 1 . (2) 主要な生活道路の交通環境改善 ・バス通りについて、歩行者の安全性を確保
	東観寺入口交差点に横断歩道の設置を進めます。	東観寺入口交差点から東西の歩道の整備ができない箇所における歩行者空間の連続化を進めます。	・警察との設置協議			
長期	歩道未整備区間において、歩行者空間の整備を進めます。		・地元合意形成	・歩行者空間整備手法の検討		

P 21 2 - . 御嶽前バス停周辺歩行者空間の連続化

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	文化堂前交差点に横断歩道を設置します。	地元の設置要望が強い文化堂前交差点にて歩道を連続化させる横断歩道の整備を進めます。	・警察との設置協議			方針 1 . (2) 主要な生活道路の交通環境改善 ・バス通りについて、歩行者の安全性を確保
中期	文化堂交差点に横断歩道待ちスペースを確保します。	横断歩道の待ちスペースとなる場所の確保を進めます。	・神奈川県への用地協力要請	・神奈川県への用地協力要請	・市民、地域と横浜市が連携を取りながら、神奈川県に働きかけていきます。	
長期	歩道未整備区間において、歩行者空間の整備を進めます	市道鴨居 297 号線の歩行者空間の連続化を進めます。	・地元合意形成	・歩行者区間整備手法の検討		

P 22 2 - . みどり養護学校入口交差点周辺歩行者空間の連続化

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	みどり養護学校入口交差点周辺の歩道の整備を進めます。	地元の改善要望の強いみどり養護学校入口交差点付近において、安全に歩ける歩行者空間の連続化を進めます。	・地元合意形成	・歩行者空間整備手法の検討		方針 1 . (2) 主要な生活道路の交通環境改善 ・バス通りについて、歩行者の安全性を確保
	郵便ポスト・公衆電話・電柱等障害物の移設を進めます		・地元合意形成	・移設地の取得、調整	・歩道の整備と合わせて、市民、地域と横浜市が連携を取りながら、関係企業等に移設を働きかけていきます。	
中期	東本郷町バス停空間を充実させます。	市民に利用しやすいバス停空間を創出します。	・バス停留所用地の提供に関する地元合意形成	・バス停留所拡張用地の交渉、取得		
長期	歩道未整備区間において、歩行者空間の整備を進めます。	市道鴨居 297 号線の歩行者空間の連続化を進めます。		・歩行者空間整備手法の検討		
	交差点形状の整形化を進めます。	歩行者にとって視界の悪い不整形交差点を整形化します。	・地元合意形成	・道路用地の取得および整備		

P 24 3 - ． 小型バスの運行と停留所位置の決定

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	小型バス停留所の位置を検討し、決定します。	自家用自動車の使用を減らし、安全で安心して歩くことのできる地区をめざして、JR 鴨居駅と東本郷地区の主要な施設を結ぶ小型バスの導入を進めます。	・設置位置に対する地元合意形成	・計画調整と決定（交通局）	・連合自治会やまちづくり協議会と横浜市交通局が連携しながら進めます。	方針1 ． (4)歩行空間の充実と公的交通機関の整備 ・小型バスなどの公的交通機関の導入検討 ・自家用自動車使用を減らす
	小型バスの運行ダイヤを決定します。		・地元合意形成	・計画調整と決定（交通局）		
	小型バスの運行を開始します。			・小型バスの運行（交通局）		

P 25 3 - ． 配布用小型バスルートマップづくり

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	地域配布用の小型バスルートマップを作成します。	小型バスの存在を地域内で広め、利用を促進するために地域に配布する小型バスルートマップを作成します。	・マップのデザイン立案 ・沿道の近隣事業者の広告募集（印刷費の捻出等）	・地域まちづくり推進条例による支援等 ・マップ内容の調整（交通局）	・マップの印刷費等は、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めていきます。	方針1 ． (4)歩行空間の充実と公的交通機関の整備 ・小型バスなどの公的交通機関の導入検討 ・自家用自動車使用を減らす 方針5 ． (2)地球温暖化対策に向けた運動 ・小型バスなどの公的交通機関の利用促進 ・自家用車利用を減らす 方針6 ． (1)支えあうまちづくり ・交流（事業者・事業者の協力） 方針6 ． (2)出会いと交流の促進 ・地域の住民と交流する機会 ・子どもと高齢者がふれあう場の創出 ・イベントの開催 ・地域間での情報交換
	各住戸へマップを周知します。		・バスルートマップを自治会ごとで各住戸に回覧、配布	・市民利用施設への設置等		

P 26 3 - ． 魅力ある小型バス停留所づくり

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	わかりやすく利用しやすいバス停留所を設置します。	東本郷地区の住民が利用しやすいバス停留所を設置します。	・デザインの提案	・計画調整と設置（交通局）	・ベンチの設置等にあたっては、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めていきます。 ・プランターの設置については、横浜市緑の協会の苗木補助等を申請します。	方針1 ． (4)歩行空間の充実と公的交通機関の整備 ・小型バスなどの公的交通機関の導入検討 ・自家用自動車使用を減らす 方針5 ． (2)地球温暖化対策に向けた運動 ・小型バスなどの公的交通機関の利用促進 ・自家用車利用を減らす 方針6 ． (2)出会いと交流の促進 ・地域の住民と交流する機会 ・子どもと高齢者がふれあう場の創出 ・イベントの開催 ・地域間での情報交換 方針4 ． (2)緑の保全と創造 ・道路への植栽
	小型バス停留所周辺において、プランターや町内掲示板、ベンチを設置します。		・花いっぱい運動による緑化 ・停留所周辺住民の設置協力 ・設置物の管理体制の確立等	・設置の許可（交通局）		
	バス停留所の周辺住民による停留所のクリーンアップ活動をおこないます。		・各自治会による停留所周辺住民の協力体制の確立（当番制など）		・バス停留所の清掃などを進めます。	
中期	小型バス停留所のバスストップ部分を明確化します。	交通安全のため、小型バス利用者の溜まるバスストップ部分を明確化します。		・バスストップ路面のマーキング等		

P 27 3 - . 歩行者に対する安全な道路づくり

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	登下校時において、児童が安全に道路横断できる横断誘導人を配置します。	小型バスの通る道路でも安全に子どもが歩けるようにします。	・自治会内での当番制度の取り決め等			方針 1 . (2) 主要な生活道路の交通環境改善 ● ケヤキ通りについて、交通処理等による改善 (4) 歩行空間の充実と公的交通機関の整備 ● 小型バスなどの公的交通機関の導入検討 ● 自家用自動車使用を減らす
中期	交差点におけるカラー舗装、路上点滅灯を整備します。	必要な箇所に路面表示等をおこない、運転者に注意を促します。	・沿道住民の合意形成	・道路施設および舗装の整備	・市民、地域と横浜市が連携を取りながら警察に働きかけていきます。	方針 5 . (2) 地球温暖化対策に向けた運動 ● 小型バスなどの公的交通機関の利用促進 ● 自家用車利用を減らす
	急坂、スクールゾーン等の路面表示を進めます。		・学校との調整	・道路施設の整備		方針 6 . (2) 出会いと交流の促進 ● 地域の住民と交流する機会 ● 子どもと高齢者がふれあう場の創出 ● イベントの開催 ● 地域間での情報交換 方針 4 . (2) 緑の保全と創造 ● 道路への植栽

P 28 3 - . 地区周辺道路ネットワークの整備

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
中期	都市計画道路鴨居上飯田線の整備を進めます。	周辺の幹線道路ネットワークを整備し、地区内への通過交通を減らします。		・道路用地の取得および整備		方針 1 . (1) 周辺の都市計画道路の整備 ● 周辺都市計画道路の整備を推進
	都市計画道路山下長津田線の整備を進めます。			・道路用地の取得および整備		
	都市計画道路羽沢池辺線の整備を進めます。			・道路用地の取得および整備		

P30 4 - 東本郷公園の拡張整備

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	公園拡張整備箇所の整備内容について検討します。	新規整備される東本郷公園の南側の整備内容について、地元を	・公園愛護会を中心とする整備内容検討	・計画調整		方針4 ．(1)公園の活用 ・環境学習などの場 ・市民参加の運営 ・公園の運営管理 方針6 ．(3)地域活動の推進 ・多くの住民が集まれる施設
	東本郷公園を拡張整備します。	整備内容検討に基づき公園を拡張整備します。		・公園用地の取得および整備		

P31 4 - 花いっぱい運動の展開

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	花いっぱい運動のメンバーを呼びかけます。	地域での活動要望の高い「花いっぱい運動」の活動を進めます。	・地元への呼びかけによる担い手の拡大	・苗木、種、コンテナ等の補助についての紹介		方針2 ．(1)計画的開発区域 ・花の植栽 方針4 ．(4)鶴見川河川敷の管理と整備 ・散歩道沿道への花の植栽、維持管理の実施 方針4 ．(2)緑の保全と創造 ・住宅地の緑化 ・緑の保全 方針5 ．(3)花いっぱい運動 ・各地域における花いっぱい運動 方針6 ．(2)出会いと交流の促進 ・地域の住民と交流する機会 ・イベントの開催 方針6 ．(3)地域活動の推進 ・人材の発掘 ・地域の活動・調査・情報公開
	花いっぱい運動（案） 「小型バス停留所の緑化」 「ケヤキ並木の足元緑化」 「東本郷小学校等の公共施設緑化」 「鶴見川花壇づくり」		・地元合意形成 ・緑化活動 ・維持管理、清掃活動等	・設置の許可等	・苗木等については、横浜市緑の協会、環境創造局による補助を活用していきます。	
	宅地内、建物前面の緑化推進による緑のPR活動を進めます。	緑の魅力を地域に広めるためのPR活動を進めます。	・自治会が主体となったガーデニングイベントの開催等		・緑の魅力のPR等は、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めています。 ・合わせて、緑地協定の締結に向けた検討を進めます。	

P32 4 - 水路敷き（公共下水道敷設済み）における「みどりの小道」の整備

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	水路敷き内「みどりの小道」の計画を検討します。	閉鎖されている水路敷きを活用し、沿道住民の合意形成を経た上、段階的に地域の魅力となる「みどりの小道」の整備を進めます。	・沿道住民の地元合意形成 ・計画の提案	・地域まちづくり推進条例による支援 ・計画調整	・遊歩道の計画にあたっては、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めています。	方針1 ．(4)歩行空間の充実と公共交通機関の整備 ・散策ルートの設定と整備 方針4 ．(2)緑の保全と創造 ・住宅地の緑化
中期	現在も公開されている東本郷第四公園側の「みどりの小道」を整備します。		・沿道住民の地元合意形成 ・花いっぱい運動による緑化等 ・管理運営組織の立上げ	・遊歩道整備		
長期	その他の水路敷き内「みどりの小道」を整備します。		・沿道住民の地元合意形成 ・花いっぱい運動による緑化等 ・管理運営組織の立上げ	・遊歩道整備		

P34 4 - 鶴見川河川敷管理と整備

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	鶴見川河川敷を管理するメンバーを呼びかけます。	鶴見川の環境を大事にする担い手を増やします。	・地元への呼びかけによる担い手の拡大 ・学校等への呼びかけ			方針4 ．(4)鶴見川河川敷の管理と整備 ・レクリエーションの場としての整備 ・散歩道沿道への花の植栽、維持管理の実施
	鶴見川河川敷清掃イベント（草刈等）を継続していきます。		・鶴見川関連団体との連携			方針6 ．(2)出会いと交流の促進 ・地域の住民と交流する機会 ・イベントの開催 ・地域間での情報交換
	鶴見川沿いの緑化を進めます。		・緑化推進		・苗木等については、横浜市緑の協会、環境創造局による補助を活用していきます。	方針6 ．(3)地域活動の推進 ・人材の発掘
中期	鶴見川沿いにベンチ等の設置を進めます。	市民の憩いの空間として、自然環境の保全・再生を進める上でのレクリエーションスペースを考えます。	・ベンチ等の設置		・市民、地域と横浜市が連携を取りながら、河川管理者（神奈川県）との調整を進めます。	

P35 4 - ブロック塀の生垣転換促進

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
中期	建て替え時期に合わせたブロック塀の生垣や緑化壁（トレリス等）転換を進めます。	プライバシーを確保し、街並み景観にも貢献するブロック塀の生垣転換を促進します。	・ブロック塀の生垣転換	・助成制度の紹介 ・地域まちづくり推進条例による支援	・ブロック塀の生垣化については、横浜市緑の協会や、地域まちづくり推進条例の助成制度を活用しながら進めていきます。 ・合わせて、緑地協定の締結に向けた検討を進めます。	方針2 ．(1)計画的開発地域 ・建築物の規制・誘導 ・まちのルールづくり 方針2 ．(4)地区計画や建築協定などの活用 ・まちのルールづくり 方針4 ．(2)緑の保全と創造 ・住宅地の緑化

P36 4 - 農地の保全と活用

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
中期	総合学習の場として、遊休農地で学校体験農園をつくります。	農地を総合学習の場として活用し、落ち葉等の堆肥としての活用、良質な堆肥づくり等の勉強会を進めます。	・地元農家、農協との協力 ・学校長との調整			方針4 ．(3)農地の保全と活用 ・農業専用地区を総合学習の場 ・農地保全・市民農園
	農業経営者を学校に講師として招聘します。		・地元農家、農協との協力 ・学校長との調整			方針6 ．(2)出会いと交流の促進 ・地域の住民と交流する機会 ・子どもと高齢者がふれあう場の創出 ・イベントの開催
	地元農家の農産物を販売する即売所、朝市を開催します。	農産物の地産地消活動を促進します。	・地元農家、農協との協力	・公園等における朝市開催の許可		・地域間での情報交換 方針6 ．(3)地域活動の推進 ・既存施設の有効利用等
	遊休農地を利用して、市民のコミュニティの場とします。	市民農園を開設し、地域域住民の集えるコミュニティの場として活用します。	・農家、農協との協力 ・特定農地貸付法の活用 （農地所有者等による特区農園の開設）	・市民農園制度の地主への紹介 ・特区農園等の市民利用型農園の開設手続き ・地域まちづくり推進条例による支援	・遊休農地の活用に向けては地域まちづくり推進条例によるまちづくり組織化に伴う活動費助成を申請します。	

P37 4 - 横浜市未利用公益用地の活用

	内容		市民・地域の役割	横浜市の役割	備考	関連する地区プラン方針
短期	横浜市未利用公益用地（東本郷六丁目第三公園南側）の使い方について検討します。	東本郷六丁目第三公園の南側にある横浜市所有の未利用公益用地を地域のために活用します。	・検討会の開催 ・住民アンケート等による土地活用意向の把握			方針6 ．(2)出会いと交流の促進 ・地域の住民と交流する機会 ・子どもと高齢者がふれあう場の創出 ・イベントの開催 ・地域間での情報交換
中期	市未利用公益用地（東本郷六丁目第三公園南側）を市民の場として活用します。		・花いっぱい運動による緑化等	・土地使用の許可		方針6 ．(3)地域活動の推進 ・既存施設の有効利用等 ・多くの住民が集まる施設 ・地域の活動・調査・情報公開